規　　則

「千曲市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則」をここに公布する。

令和８年１１月２０日

千曲市長　小川　修一

千曲市規則第３０号

千曲市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

第１条　千曲市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（平成15年千曲市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第９条第１項第１号中「100分の123.25」を「100分の125.75」に、「100分の151.25」を「100分の153.75」に、「100分の138.25」を「100分の140.75」に、「100分の201.25」を「100分の203.75」に改め、同項第２号中「100分の109.25」を「100分の111.75」に、「100分の123.25」を「100分の125.75」に、「100分の129.25」を「100分の131.75」に、「100分の138.25」を「100分の140.75」に改め、同項第３号中「100分の103.25」を「100分の105.75」に、「100分の109.25」を「100分の111.75」に、「100分の123.25」を「100分の125.75」に、「100分の129.25」を「100分の131.75」に改め、同項第４号中「100分の103.25」を「100分の105.75」に、「100分の123.25」を「100分の125.75」に改める。

第９条の２第１項第１号中「100分の51.25」を「100分の53.75」に、「100分の61.25」を「100分の63.75」に改め、同項第２号中「100分の51.25」を「100分の53.75」に、「100分の61.25」を「100分の63.75」に改め、同項第３号中「100分の51.25」を「100分の53.75」に、「100分の61.25」を「100分の63.75」に改める。

第２条　千曲市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第９条第１項第１号中「100分の125.75」を「100分の124.5」に、「100分の153.75」を「100分の152.5」に、「100分の140.75」を「100分の139.5」に、「100分の203.75」を「100分の202.5」に改め、同項第２号中「100分の111.75」を「100分の110.5」に、「100分の125.75」を「100分の124.5」に、「100分の131.75」を「100分の130.5」に、「100分の140.75」を「100分の139.5」に改め、同項第３号中「100分の105.75」を「100分の104.5」に、「100分の111.75」を「100分の110.5」に、「100分の125.75」を「100分の124.5」に、「100分の131.75」を「100分の130.5」に改め、同項第４号中「100分の105.75」を「100分の104.5」に、「100分の125.75」を「100分の124.5」に改める。

第９条の２第１項第１号中「100分の53.75」を「100分の52.5」に、「100分の63.75」を「100分の62.5」に改め、同項第２号中「100分の53.75」を「100分の52.5」に、「100

分の63.75」を「100分の62.5」に改め、同項第３号中「100分の53.75」を「100分の52.5」に、「100分の63.75」を「100分の62.5」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この規則は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の千曲市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の規定は、令和８年12月１日から適用する。